

令和7年12月3日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

○小野委員長 初めに日程1、陳情審査（1）継続審査に入ります。①送付6-6、工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書、②送付6-7、不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、区民をはじめ多様な人が話し合って決めるまちづくりの実現を求める陳情、③送付6-12、泥沼にはまつた千代田区を助けるための調査をお願いする陳情の3件の陳情について、一括して取扱いを確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○小野委員長 はい。それでは、委員の皆様からご意見を頂きたいと思います。

白川委員。

○白川委員 最初の工事契約に関する議員の関与についての真相の解明を求める陳情書についてです。ここに書かれているのは、①番が区長と議長はどう説明するんだと。②番が、日程を先にこなしておいて、区議会として区民にどう発信するかということを言っております。なおかつ環境まちづくり委員会でそのことに触れずに、もう先に進んでしまった違和感があると。4番目が区民の生活の関わる審議が必要であるが、二度と不祥事を起こさないようにどう議会を刷新するかという、こういうふうなもう最初にこういう問題設定がしてあるんですけど、ここの件、全く触れていないんですよ、この2年間。

これね、いいかげんにしてほしいなと思うんですけれども、要するに二度と起こさないにはどうすべきかという議会の倫理的な態度というのを全く話し合っていないんですよ。倫理に関して全く話し合っていない。特に議員がどうすべきかという話について全く触れていない。ずっと行政が行政がという、裁判が裁判がという話ばかりして、議員がどう反省すべきかということを全く話し合っていない2年間。この2年間、何だったんだと思うんですよ。この陳情をずっとお預かりしておいて、ずっと保留にしているわけですよ。これ、本当に我々は反省しなければならないことで、どう反省するかを区民に対して発信しなければならないという、最初の目的に立ち返らなければならないと私は思います。

なぜこの倫理を諮らなければならない委員会で、ずっと法律論をやっているんだと。裁判が法律論をやったわけだから、それを受けて我々は倫理について話し合わなければならぬんですよ。何で倫理を置き去りにするんでしょうか。なぜ議員の倫理を置き去りにして、関係ない話をしているのか。つまり、裁判の話をほじくり返すのではなくて、我々がどういうふうな倫理的な態度に立てばこういう事件が二度と起らぬかという話し合いをすべきだと。この陳情をお預かりしておいて、もう先送り先送りとやってますが、いいかげんこれに答えなければならない時期に来ているんじゃないですか。だって、もう2年たったんですよ。

以上です。

○小野委員長 はい。ご意見をありがとうございます。

小枝委員。

○小枝委員 私も、もうお返しをしなきゃならない時期に来ているというのは、もうそのとおりだと思います。この陳情書を見ても、2024年、つまり令和、今は7だから、6年1月に出てきているわけですよ。もう年が明けたら2年になっちゃうという。ただ、いや、説明の中身は違うというのは、委員会として、申し送り事項とか設置理由というのがあって、その申し送り事項の中に3項目あるわけです。一つが、委員が言われたコンプラ

令和7年12月3日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

イアンス、倫理について。二つ目が契約制度について。三つ目が対応等の確認、そして報告書の正当性について。この3項目を確認しましょうねということで、そのことの解説として、当委員会においては、刑事確定記録の閲覧を行い事実確認をする必要があるから、委員会で調査する。そういうふうになっているんですよ。まさにそれを可及的速やかにやるべきだと。一刻も早く日程を明らかにして、何だったら年内に休みなくしてもやるべきだというふうに思います。もうここまで来ているんだから、私が持っている書類を合わせていけば結論は書けるぐらいですね。だから、全体にスピードアップ、そして情報公開、これを公明正大、正々堂々と結論を出していく。そして答えていく。そういうところだというふうに思っています。

○小野委員長 はい。ご意見を頂きました。

ほか。

○大坂委員 様々意見はあろうかと思います。しっかりとその辺を踏まえて委員長のほうで判断をしていく時期に来ているんだろうと思っていますので、その辺りはしっかりとやっていただきたいんですが、一方で、この委員会で、再発防止に向けて様々な政治的な倫理ですかそういうものを全く議論してこなかったわけではなくて、事実として今年1月22日にちゃんと研修会を開いていますので、様々な切り口がある中で、一つ一つ整理をしてきて、最後残ったところが、今これから、今日議論されるだろう確定記録のところだけが残っていて、そのほかのことについてはこれまで2年間様々積み上げてきているというところだけはしっかりと確認をしていただきたいなと思うんですけども、委員長、いかがでしょうか。

○小野委員長 はい。ご意見をありがとうございます。

まず、今ご意見を三つ頂いたんですけれども、ところどころで開いていただいている論点チェックリストがございます。こちらは毎回毎回更新をしているんですけれども、こちらは、この特別委員会で何を調査すべきなのか、どういうところを論点にするべきなのかというところで、一旦皆様にご理解を頂いた上で全て整理したものです。それを項目ごとに分けて、そして一つ一つ確認をしてきた、取り組んできたというところが履歴として残っております。

こちらをご覧いただくと、区議会で実施すること、それから区の作成した報告書、対策案に対する確認と指摘事項、それから区の——最後ですね、それに対してできていること、できていないことというところがあるんですけども、今、区議会として自分たちが襟を正すために何をするべきかというところも最初にご意見として出てきました。こちらについていろいろな議論がされたんですけども、まずは勉強会をしっかりやりましょうよということで、勉強会——研修会ですね、研修会というのを1月22日に実施してきました。それをもって一旦済みにはなってはいるんですけども、同時にそれを、例えば倫理条例をつくるのかどうなのかというところでは、真ん中のところをご覧いただくと分かるんですけども、適切な委員会に送ることがいいんではないかというようなことがご意見として出ており、この特別委員会の中で倫理条例をつくるというところまでは違うんじゃないかなというようなご意見が多数出ていたのかなというところがありました。とはいえ、そこも含めて、迅速に次にやるんであれば、次に送り先を決めるですとかということをしっかりとといかなければならぬのは事実だと思いますので、ここの中では一旦済みにはな

令和7年12月3日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

っているんですけども、大きな目的の一つ目として掲げていることですので、引き続きお願ひをいたします。

それから、もう一つ、申し送りの話も出てきました。実際にこの論点チェックリストの一番最後のところをご覧いただいくと、もうほとんど終わりに近いというところの中で、「未」という、取扱いが「未」になっているもの、これがまさに刑事確定記録の閲覧というところにかかるくる項目になっています。こちらについては、まずそもそも申請をしたにもかかわらず、それが許可が出るのがなかなかちょっと遅かったというところもあったんですけども、申請して、4回行って、そして記録を持って帰ってきたんだけれども、今度はその記録を——記録というのは書き写したものですね、実際に書き写したものとの場で公開することがどうなのかというところをリーガルチェックしなければいけないという、そういうフェーズに入っているということになっています。

そんな中で、陳情はもう早い段階で頂いていまして、今回三つともそうなんですけれども、ところどころ、これはもうちょっとどうなのかなとか、もうこれは、もうここは結論がついているなとか、だけどここがまだだなとかいうところで、お一人ずつの陳情を拝見すると、これが全てクリアで、今何かがこの、これを継続にするかしないかというところは皆様にお諮りしたいところなんですけれども、まだちょっと時期じゃないのかなと、残念なんですけれども、本当に長い間、陳情者の方にはお待たせして申し訳ないと思っていますけれども、そうしたところがありますので、皆様も、もういいかげんこの日付を見ても内容を見ても、これはお返しすべきではないかというご意見もあると思うんですけれども、まだ最終的な整理がつけていないかなというところが委員長として感じるところでございます。

白川委員、どうぞ。

○白川委員 ちょっと誤解があるようで。もう一回言いますね。私が言っているのは、この陳情書に関して、基本的な姿勢ですよ。ここで、何事もなかったかのように委員会が行われた、違和感を感じたというところがポイントなんですね。要するに議員は反省しているんであれば、こういうことが二度と起こらないようにどうするかというのを考えて、何かしらのアクションを起こした後なのに、それが見えていない。要するに反省が見えていないよと。この委員会でもそういう反省も出ていないじゃないですか。最初に倫理について何かやろうと言ったのに、すぐ立ち消えになってしまって、別の話になってしまった。つまり自分たちに責任がある、自分たちに責任がある、議員に責任があるという気持ちが全くない。

で、この事件って、議員が機密情報を得て、それを漏らさなければ起こっていないんですよ。つまり議員が止められた事件なんですね。だからそこに倫理観があればいいという、そこに倫理観があればそういう事件は起こらなかっただというところが根本なんです。その反省というのが見えないというのが問題であるというふうに私は言っているんです。別に、こここの手続の話をしているんじゃないです。

○小野委員長 はい。今おっしゃっているのが、この一つ目の陳情で、②のところの去る1月25日の環境まちづくり委員会を傍聴されたときのこの一文だと思うんです。この委員会が再発防止委員会でして、1月25日に行われた環境まちづくり委員会、私は傍聴をしていなかったかもしれないんですけども、ここで違和感を非常に覚えられたというこ

令和7年12月3日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

とで、しっかり真相究明、それから不祥事についてしっかりとやってくださいという、そういうくだりなのかなというふうに理解をしております。

これ、どうしても、ちょっとこの委員会で、じゃあ反省をするというところが見えるようにやってきたかというような白川委員のご意見だと思います。また、そういう、誰もが多分こういうことは二度と起こしてはならないということは重々分かってはいるんですけども、そういったところですとか、そこを真摯に受け止めて、しっかりと区民の皆様に議会としておわびをしている、または反省をしているというようなところの姿勢が見えにくいというご指摘というふうに受け止めております。

これは、少し時間がたっていますけれども、まだまだ最中ですから、私どもの中で決して薄れているわけでもないですし、これから引き続きやっていかなければいけないことがまだ残っていますので、ぜひこういったご意見がまだまだまちであると思うんですけれども、その都度、本当に申し訳ないと。皆様にかけたご不信とかご迷惑ですか、また職員の方々でもそういう方もいらっしゃるかもしれません。そういったことを胸にしっかりと刻んだ状態でこれに取りかかる必要があると思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいいたします。

はやお委員。

○はやお委員 私は議員も反省をし、倫理的なことについての整理をする必要はあると思います。でも、結局は本当の問題が何なのかということが分からなければ、その目指すべき倫理条例も明確にならないんですよ。

今回、何が問題かというと、何が分かっていないかというと、結局は、最終報告書に書いてある、上司からの関与があったのかどうなのか。これは決して法律論じゃないんです。そういうことについてのことがあったかなかったかということによって、組織的な動きがあったのかなかったのか。そして、常態化していた、つまり継続的にやっているのかやっていないかということだけで、これによって対応というのは全く変わってくる。

そういうところで、今回は刑事確定記録を基に、別に法律論で裁判結果を変えようというものではないということなんですよ。だからそこをやっぱり勘違いしてしまうと、一つ一つ詰めてきて、パラレルに、一部では、倫理についてはやっぱり議員のほうのいろいろなハラスメントがあったんではないかというところについて、今の基準の中を学びました。そこで今回の、本当に上司からの指示があったのかなかったのか。常態化していたのかしていないかということも今度はミックスしながら、総合的に対策を整理するということなので、ここは、やはります刑事確定記録ということの中身を、肃々と進める中に明確にしていくことだと思いますので、私はこのまま進めていいと思います。

○小野委員長 小枝委員、手が挙がっていましたでしょうか。

小枝委員。

○小枝委員 非常にこの後ろ、後れている問題というんですかね、私と岩田区議は確定記録をもう直接閲覧していますから、もう半年以上前にこれは分かっているわけです。元副区長の言葉もあるけれども、これはもうネットで公開されているけれども、元区議のほうがもっと赤裸々に、副区長との関係性で、指示があったから元部長に聞いたんだということを明確に答えていた。ここを私たちはもう分かっているんです。だけど、皆さん、共に委員会は進んでいかなきゃいけないから、待っている。つまり、急いでもらいたい。

令和7年12月3日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

ここは委員長に聞きたいんですけど、委員長の進め方はもう、いささかというか、この、さっきの言い方だと何かこう、陳情を消してしまうことが目的みたいになっていて、そうじゃなくて真相を究明することが目的なはず。その真相を究明するスピード感が、確かに申請から1年たちましたと。その間、8月に皆さんで書き取りを見に行ってくださって、もう2か月、3か月たっているわけですよ。そこを進んでいないということについては、もう手元にあるのに見られない。みんなが見られない状態。これを、いつまでに、どこまでに、仕事の仕方として日程のない仕事というのではないわけですね。だから、どこまでには明らかにしよう、どこまでにはお返ししよう、そういうふうな姿勢を、委員長の側として目途があるなら示していただきて、このみんなのストレスを少し解消してもらいたいなというふうに思います。

○小野委員長 はい。

まず、今の陳情を早く返してしまうというのは、それは大変心外です。そういうつもりでしたら、もう早々に返しています。お返しできる状態にないから返せていないし、また皆様がこれは継続ではないかということを毎回お詰りしているわけですから、（発言する者あり）まずは陳情書について。そこ、訂正していただきたいぐらいの話でした。

それから、おっしゃることは分かります。私どもも、もう閲覧ができて、それをすぐに見ることができる。皆さんのが意と早くにご覧になっていたので、もうすぐにでもそれは承認が下りるものだと思ったんですけど、まさかこんなにかかってしまって、そして出来上がったものに関して、いざ、じゃあ皆様で見れるかどうかと、それはもう気持ちの中では皆様にご覧に入れたいのはやまやまなんですけれども、ただ、それも含めてご意見も分かれているわけです。それを、閲覧者ではない人たちに公開をすることに対するリーガル的な観点ではチェックはできているんですかとか、やっぱりそういうところも含めて、しっかりと委員会としてやってからやるべきではないでしょうかというご意見もありますので、それで、リーガルチェックということを、委員会として、では、やりましょうということになっていて、もう進みが、自分1人で動くのと委員会として進めていくのでは、遅いということは、それは比べられると、そのようにおっしゃりたいのもすごくよく分かるんですけども、それが別に、目途がないとかそういうことではなくて、ちょっと後ほど、リーガルチェックについてどういう状況になっているかというのは、事務局からの進捗を説明をしていただくんですけども、決してそういうつもりではないです。

むしろ本当にこれについては、本当にはやお委員のこの1点だけなわけですよ。最後の最後、これだけですよね。ですので、ここをしっかりと早めに進めていくというのが、ここまでかかってしまっているというのは、本当に正直これは残念だなと思っています。ですけれども、ちょっと致し方ない。1個ずつ手続を踏んでいくと、どうしてもこういうふうになってしまうというのは、大変申し訳ないんですけども、そこはご理解を頂くしかないなというふうに思っております。

ほかは。

○岩田委員 早く終わらせたいというのは分かります。全て解明して……

○小野委員長 終わらせたいんじゃなくて、進めたい。

○岩田委員 うん。いや、だから、それは全てを解明してということですよ、僕が言っているのは。早く解明して早く終わらせたいと言っているんです。ただ単に終わらせるだけ

令和7年12月3日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

じゃなくて、解明することがメインです。

○小野委員長 解明……

○岩田委員 で、倫理の話ですけども、これは議員だけじゃなくて、もちろん行政のほうも倫理は当然必要であって、これは議員に責任があると言うんですけど、そうではなく、議員も職員も共に責任がある。でもそれを、それで、何だ、それを判断するのが誰かというと、じゃあ、議員のほうにも逮捕者がいる。それで行政のほうにもいる。どっちがそれを判断するのかといったら、判断できないんで、だからこそ第三者委員会という話をしているんです、僕。まずは。

そして、あと、この議員が止められればこれは事件にならないというような方もいましたけど、そうではない。だって、これ、値段を知っているのは職員ですから。職員が止めれば事件にならなかった。だったらこれは、議員じゃないですよ。職員が止めれば事件にならない。これが正解ですよ。

そして、最後、リーガルチェックの話。私、委員長をはじめ皆さんに専門家の弁護士の方の意見書をお配りしていますけども、委員長、これをお読みになりましたか。

○小野委員長 読んでいます。これは非公式でお配りになるということでしたので、持ってきてくださったのは理解をしています。

○岩田委員 はい。そこには、これ、リーガルチェックで、この確定記録を見てきた。その情報を、委員会、議会、使うことは全く問題がない。そういうふうに書いてあります。そしてさらに、これは公益性のほうが重要視されるので問題がないということなんですが、ただ、あまり捕まった方の名前とかを露骨に何度も何度も使ったりするのは、社会復帰とかするのにちょっと弊害があるので、そこはちょっと配慮してねという程度であって、問題はない。

そして、訴訟リスクの話をされていた方もいました。訴訟……

○小野委員長 岩田委員、そのリーガルチェックの項目が後であります。

○岩田委員 いや、さっき委員長が何かリーガルチェックとちょっと言ったから。

○小野委員長 そこ、今、ほら、まだ陳情、陳情にかけてやってもらっていいですか。

○岩田委員 じゃあ、いいです。後で言いますので、結構です。

○小野委員長 よろしいですか。

この陳情について、引き続きご意見を伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

白川委員。

○白川委員 私は区民感情のことと言っているんですね。区民が議員に対してどういうことを思うかというと、反省しろということなんですね。これまで長い議員生活というのをやっていらっしゃる方はいっぱいいると思うんです。そこで、何か異変があったとか、何か違和感があったとかというのが恐らくあったと思うんですが、そういうものを無視したからこういったことが起こったということだろうと思うんです。だから、そういうのは掘り起こしてね、そういうのは掘り起こして反省していくというのが必要だろうと。それは区民感情として、議員はまず議員が反省しろということをやらなければならないんですよ。それが区民感情だから。

議員は行政に対してここが悪い、あそこが悪いというのをずっと掘り起こす。それも必

令和7年12月3日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

要かもしれません。でも、区民が議員に求めているのは、もうとにかく倫理的にあれと。こういうことは二度と起こすなど、そこなんですよ。なぜそこがないがしろにされるんだというのを私は言っています。それは区民感情に沿うというのがそういうことだからです。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

小枝委員。

○小枝委員 「区民は」という主語で言うと、確かにいろんな区民がいると思いますけれども、懸念をしている区民の、特にこの陳情に関して言えば、議会と行政とのこの二元代表として在り方、要するに癒着ですね。裏で相談をして姿勢を決めていく。この官製談合というのは、まさにそのテーブルであった、議員黙れということ。その議員黙れというのをテカとしてやっていたのは逮捕された議員だったということで、そっちの側にいた議員もいたのかもしれないけれども、この癒着構造を何とかしない限り同じことが起きるだろうということは、薄々区民も分かっています。

なので、私も今日の委員会の、ぜひ委員会を傍聴してくださいねということでメールを送っているんですけれども、そうすると、むしろこの内部告発をした部長を、冗談は入っているかもしれないけれども、区民のために身を粉にしてやってくれた。そういう人を区政の現場に送りたいぐらいだというような人もいるんです。つまり区民不信というのは、区民の区政に関する不信というのは様々あって、これは25人いたら25通りだと思いますけれども、今、23人ですけどね。そのところを、本当に感情的にならないで、今日は大詰めだと思いますので、先ほど小野委員長が、この中身を見ると、ここはもう終わっていることもあるよねというふうに言ったことをちょっと捉えて言いましたけれども、そのところはなしということを聞いていただいた上で、やはりもうここまで来たら、精力的に、もうスピーディーに結論を出していくということだけに神経を注ぐことが大事だというふうに思うので、日程感を持ってそこはやっていただきたいというふうに思います。

そして、加えて政治倫理条例のことを言っておくと、小野委員の会派所属の実力派の議員さんと、誰とは言いませんが、私がちょうど議会にいなかったときなんですけれども、議員の政治倫理条例の提案というのは、もう、まるっとしているんですよ、4人の提案で。で、一応言っておきますけど、平成26年10月15日ですね、4人の提案で。そういうやり取りもありましたし、今の都議会でもつくりましたし、それで、どこでした、前橋では首長の倫理条例ができたりしていますね。そういう素材を合わせていけば、恐らく皆さんのが一番いいなと思う内容に、そんなに、反対する人はすればいいけれども、まずは条例案をつくって、足したり引いたりしていくことによって、そこはすぐにできるんじゃないのと。先送りはやめて結論を出していきましょうよということは皆さん同じだと思いますけども、ぜひ、イエス、ノーをはっきりしていくことが今は重要だというふうに思いますので、ちょっとよろしくお願ひします。

○小野委員長 はい。ご意見。

はやお委員。

○はやお委員 中身については、今回、リーガルチェックということになるので、趣旨からしたときの、私は傍聴に行きましたから、私はどの傍聴かというと、様々いろいろなことについての確認のできるものを、これがオープンになれば、明確にこの確定記録が分かれ、そういう判断の流れになるだろうと思っています。これは、中身は言いませんよ。

令和7年12月3日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

だけど、平たく言えば、元区議会議員、つまり元議長をされた方。それも直接、結局は元幹部とやってくれという文章が明確に残っているんです。だからこれは確認しましょう。

あと、当然のごとく直接やれということについて、元幹部も言っていました。それで、唯一違ったところは、元一元になりましたね。元副区長が、結局は、直接じゃなくて私を通してその情報を、そこだけの違いだけでも、指示はしていたということは明々白々に分かっているんです。

それと、判決文の中で、結局は元区議会議員が、私が、何年、結局は、これは判決文に出ていることですから明確でいいと思うんですけども、何年、裁判長が、あなたは当選してからずっとこのことについて知っていましたかという質問をした。これも文面に残っていますから、それも確定記録を見ていただけば分かるんですけど、そのときに答えたのは、いや、私は当選したときからじゃありません。5年、10年たってから分かりましたということは、差っ引けば15年から10年はもう分かっていたということなんですよ。つまり常態化されていたということが判決の中でも明々白々なんです。それを今度は刑事確定記録で明白にして、そして進めていくという段階に来ているからこそ、早く、この何ですかね、このリーガルチェックを明確にして、やっぱりそうだったねというだけなんです、本当に。やっぱりそうだったねというだけなんです。

だから、そのところは早くやったほうがいいと言っているのは、じゃあ、その中に本当に議員としての問題はどうだったのか。私はほんとびっくりしましたよ、聞かれたから。告白されましたから。そうしたときに言ったのは、本当に今でも前時代的なことをやっているのかと。だからそのぐらいにいやって、特異なことだと思っています。だから、どういうふうに組織的に制度をつくるのかということを真剣に話さなくちゃいけない。

そのためには、向かうべき方向が、新幹線で例えるなら、仙台に行くのか京都に行くのかと言っていて、200キロで走っていますよと。だけども、本来京都に行かなくちゃいけないので、仙台に向かっちゃ駄目なんですよ。だから方向性をしっかりと見せるために、この刑事確定記録を基にしっかりと我々がその把握をしていこう。結局は何かといったら、これによって明確になってくるのは、最終報告書に書いてあることは違っていたということになるんですよ。上司からの指示は確認が取れなかった。2020年前のはなかったということと違うじゃないですかということがこれで分かるから。そのところを早くやりましょうということの確認です。

○小野委員長 えごし委員。

○えごし委員 様々皆様からもご意見を頂いていましたけれども、これまでずっと委員会で話してきた。本当に皆さんその中でも話していただいた意見だったかなというふうに思います。陳情についてはこれまでやっぱり、しっかりとこの委員会の中で議論した結果をもってお返しするという話もされていましたので、私は委員長の言ったとおりこのまま継続ということでいいというふうに思っておりますので、まとめていただければと思います。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

白川委員。

○白川委員 私は別に継続、これまでやってきたことを否定するつもりもないし、継続に不満、否定するわけではありません。言っているのは、議員側の責任というのではなくわ

令和7年12月3日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

ないということを言っているだけなんですね。なぜ反省しないというところを言っているだけです。

これ、一般的に言って、議会がまとまらないときには調整役というのが権力を持って、そこで悪いことをすれば、そこで汚職というのが起こるという。当たり前なんですね。そのときに、意見が分かれたときにまとめるという作業をやるときに、もうまとめ役が1人しかいないと、その人に権力が集中しちゃうわけですよ。こういったときに議員ってどうすべきかということを考えると私は思っていたんだけど、最初から、全然そういってた話が出てこないで、指示があった、なかった、みたいな話ばっかりやっているから、ちょっとあきれたんですね。さすがに2年間これをやられたときには、何で議員の話をしないんだと。何遍も言ったけど、中には笑う人間までいましたよ、これ。本当ね、ちゃんとしましょう。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

副委員長。

○牛尾副委員長 本当に様々ご意見が出ました。はやおさんが、新幹線で仙台へ行くのかと。それとも京都へ行くのかという話をしましたけれど、委員会として、方向性は一緒だと思うんです。政治倫理条例をつくろうということについては、陳情書も出て、新たな委員会なり組織をつくって政治倫理条例を議論していきましょうということは、これは一致したし、刑事確定記録についても、見に行って、はやおさんが言ったとおり、最後、確認だけなんだということも、この委員会では一致していると思うんです。リーガルチェックの話は後から出てくると思うんですけども、確かに時間がかかっているというのはそのとおりで、これはほんとスピーディーをもってやっていかなければいけないというのはそのとおりだと思います。

ですので、方向性は、政治倫理条例にせよ、刑事確定記録にせよ、委員会としてはまとまっているんじゃないかなと私は思っています。あとはもう本当にいかにスピーディーにやるかということだけだと思っていますので、この陳情については、まだはっきりしていない部分もありますので、継続にして、それでスピーディーに議論していくということでいかがですかね。

○小野委員長 はい。ご意見をありがとうございます。

今いろいろと話が広がっているところではありますけれども、今、陳情審査というところで、皆様、この陳情についていかがいたしましょうか。3件、今まとめてやっていますけれども、取扱いについて、まずはちょっとこの段階で一旦皆様にお諮りをしたいんですけども、今、継続というご意見が出てきましたけど、継続でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。それでは、本件3件の陳情については継続の取扱いとさせていただきます。

以上で、送付6-6、送付6-7、送付6-12の陳情審査を終了し、日程1、陳情審査を終了いたします。